

社会福祉法人聖山会理事長専決規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人聖山会（以下「法人」という。）定款第9条の規定により、理事長専決事項の範囲及び内容について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決事項)

第2条 第9条第1項ただし書きに定める理事長が専決できる日常の簡易な業務は次の業務とする。

- 1 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲以内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設整備の保持管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

なお、理事長が専決できる契約の金額及び範囲は下記のとおりとする。

工事又は製造の請負 250万円以下

食料品、物品の購入 160万円以下

その他 100万円以下

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

上限を500万円以下とする。

- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 11 寄付金の受け入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は平成26年7月1日より施行する。

附則

この規則は平成30年4月1日より施行する。